行政 DX 推進に係る利根町地域活性化起業人　募集要領

総務省の地域活性化起業人制度(企業派遣型)を活用し,当町の DX 推進の取組にご協力いただける企業人材を募集します。

1 募集概要

総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に基づき,当町と三大都市圏又は三大都市圏外の指定都市,中核市及び県庁所在地に所在する企業(原則として茨城県内の企業等からの派遣は除きます。)との間で,社員の派遣と町の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で,当該企業の社員を当町に派遣していただきます。

※三大都市圏…国土利用計画(全国計画)(平成 20 年7月4日閣議決定)に基づく,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,岐阜県,愛知県,三重県,京都府,大阪府,兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

2 任用の目的

当町の DX を強力に加速するため,(1)から(3)までについて支援いただける外部人材を募集します。

(1)　業務プロセスの抜本的な見直しや行政手続の更なるオンライン化など,現在当町が進めている行政 DX のけん引

(2)　行政 DX の推進に向けた職員意識・組織風土の醸成

(3)　当町行政施策に係る計画及び各課の情報システム導入などに対する専門的知見に基づく支援

3 業務内容

(1)　住民サービスを向上するために実施するDX推進事業の企画,立案等

(2)　庁内業務を効率化するために実施するDX推進事業の企画,立案等

(3)　職員の研修を含めた DX 人材育成業務

(4)　その他当町のDX推進に関する業務

4 求める人物像

- DX 推進に関する知識を有し,当町の DX 推進に向けた強い意欲を持てる方
- 職員及び関係機関等と柔軟かつ円滑にコミュニケーションを図ることができる方
- 課題解決に向けて積極的かつ主体的に提案し,責任を持って業務を遂行できる方
- 自治体財政(特にデジタル化推進債等の制度設計・導入要件)への理解のある方

5 勤務地

利根町役場　庁舎3階　政策企画課情報政策係

6 募集定員

1名

7 応募要件

次に掲げる要件を全て満たした者とします。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては,三大都市圏外に勤務する者を含む。)

イ 三大都市圏外の指定都市,中核市及び県庁所在市(以下,「指定都市等」という。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業にあっては,三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。)

(2) 派遣元企業に入社後3月を経過している者

(3) 派遣の際,現に当町の区域に勤務する者でないこと

(4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

8 派遣形態

派遣元企業の身分を有したまま当町職員に併任する在籍派遣となります。

※給与等の支給,社会保険,雇用保険等は派遣元企業の規定によります。

9 派遣期間

令和9年4月(予定)

※派遣開始日は派遣元企業と協議の上,決定

※派遣期間は6か月以上1年以内(最長3年まで延長可能)

10 勤務条件等

原則として以下の勤務時間等を基本とし,各月において開庁日の半分以上の日数の勤務日を要します。詳細は町と協議の上決定します。

(1) 勤務時間 8時30分～17時15分まで
(実勤務時間7時間45分)

(2) 休憩時間 12時から13時まで(1時間)休憩1時間を含みます。)

(3) 休 日 土曜日,日曜日,国民の祝日に関する法律に規定する休日,
12月29日から翌年1月3日までの日

11 費用負担

派遣等に要する費用として,町が派遣元企業に対し,一人当たり年額610万円を限度として負担します。(従事開始が年度途中の場合は,月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とします。)

12　申込方法等

（1）　申込方法

以下の書類を持参，郵送又はメールで提出してください。様式は当町ホームページより取得することができます。

①　会社概要（様式1）

②　会社実績調書（様式2）　※募集分野に関わる実績を記載してください。
（同等の項目の記載があれば、別の様式でも可。）

③　派遣候補者調書（様式3）

（2）　提出先

持参又は郵送の場合

〒300-1696　茨城県北相馬郡利根町布川 841-1

利根町役場　政策企画課情報政策係

メールの場合

jyoho@town.tone.lg.jp

13　応募期限（期間）

随時募集（決定次第終了）

14　応募後の流れ

（1）　応募書類を基に，派遣元企業の御担当者，派遣候補者と面談を実施し，選考します。

（2）　選考後，派遣元企業と受入条件や費用負担等について協議を行い，協議内容に基づき協定書を締結します。

（3）　協定に基づき，派遣（受入れ）を開始します。

15　留意事項

（1）　地域活性化起業人の要件等の詳細は，総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによります。

（2）　応募に関する一切の費用は，派遣元企業の負担とします。

（3）　提出された申込書等の書類は返却しません。

（4）　申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。

（5）　審査結果について，一切の異議申立てをできないものとします。

（6）　募集スケジュールに変更がある場合は，その都度，派遣元企業に通知します。

16　その他

本募集は，令和9年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり，本件における予算が成立しなかった場合には協定を行わないことがあります。また，予算の減額があった場合には，内容等を変更することがあります。

17 問合せ先

利根町役場政策企画課情報政策係
住所:茨城県北相馬郡利根町 841-1
電話:0297-68-2211
E-MAIL:jyoho@town.tone.lg.jp